

環境保全協定書（案）

町田市（以下「甲」という。）と後記の町内会及び自治会（以下まとめて「乙」という。）は、甲が、町田市下小山田町3160番1外（町田リサイクル文化センター敷地内）に建設する熱回収施設（焼却施設）、バイオガス化施設、不燃・粗大ごみ処理施設、管理棟及びストックヤード棟等（以下まとめて「熱回収施設等」という。）の施設運営に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の相互理解のもとその協調・信頼関係を強化し、もって熱回収施設等の周辺地域住民（以下「地域住民」という。）の健康及び安全を確保するとともに、熱回収施設等の周辺地域（以下「周辺地域」という。）の生活環境を保全することを目的とする。

（法令等の遵守）

第2条 甲は、関係法令を遵守するとともに、信義に従い誠実に本協定を履行する。

（処理対象ごみ）

第3条 熱回収施設（焼却施設）の処理対象ごみは、燃やせるごみ、不燃・粗大ごみ破碎後残さ等の一般廃棄物とする。

2 バイオガス化施設の処理対象ごみは、燃やせるごみから選別した生ごみ等とする。

3 不燃・粗大ごみ処理施設の破碎・選別対象ごみは、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみ及び資源物とする。

（他の自治体のごみの受入れ）

第4条 甲は、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱、町田市災害廃棄物処理計画等に基づく支援及びその他の地域からの広域支援要請による他の自治体のごみを熱回収施設等で受け入れ、処理することが出来る。

2 甲は、前項に基づき他の自治体のごみを受け入れるときは、事前に乙に通知する。

（施設能力）

第5条 熱回収施設等の各施設の施設能力は、次の各号のとおりとする。

(1) 熱回収施設（焼却施設）は258 t/日（129 t/日×2炉）

(2) バイオガス化施設は50 t/日

(3) 不燃・粗大ごみ処理施設は47 t/5h

2 甲は、熱回収施設等の全部若しくは一部を廃止し、又は処理対象ごみの種類、処理方法及び前項の施設能力を変更しようとするときは、あらかじめその内容について乙と協議する。

(ごみ運搬車両の運行に対する措置)

第6条 甲は、熱回収施設等にごみを搬入し、又は熱回収施設等からごみ等を搬出する車両（以下「ごみ運搬車両」という。）の運行等について、周辺環境の悪化を生じさせないように、次の各号の措置を講ずる。

- (1) 熱回収施設等の周辺道路の安全確保及び周辺地域の環境保全のため、ごみ運搬車両の運行管理及び搬出入路について、適切な指導を行う。
- (2) ごみ運搬車両は、定期的に点検整備を行い、整備不良による事故を防止するとともに清潔の保持に努める。
- (3) ごみ運搬車両については、低公害車の導入に努める。
- (4) 交通誘導員の配置により、ごみ運搬車両を適切に誘導する。

(自主規制値の遵守)

第7条 甲は、熱回収施設等の稼働に際し、環境保全に努めるため、別表1、2に掲げる排出ガス、騒音、振動、悪臭、排水（以下「排出ガス等」という。）の自主規制値を遵守する。

(排出ガス等の測定)

第8条 甲は、熱回収施設等の稼働に伴って発生する排出ガス等の各数値を測定する。

- 2 前項の測定項目、方法、回数等は別表1、2のとする。熱回収施設等の排出ガスの測定については原則、連続測定を行う。

(臭気対策)

第9条 臭気については、ごみピット等から臭気が漏れないよう十分な対策を講じるとともに、別表2（3）に掲げる数値を遵守する。

- 2 バイオガス施設の開放点検時には、周囲に臭気が拡散することが無いよう、密閉するなどの対策を施したうえで実施する。

(情報公開)

第10条 甲は、前8条による測定結果を、熱回収施設等において掲示するほか、甲のホームページで公開する。

- 2 甲は、熱回収施設等の年間ごみ処理計画及び年間ごみ処理実績を、乙に報告する。
- 3 前2項のほか、甲は、熱回収施設等の稼働状況、運営状況等を市民が容易にモニタリングできるように、熱回収施設等の維持管理に関する情報を甲のホームページで公開する。

(施設への立入)

第11条 乙は、地域住民の健康被害の防止及び周辺地域の生活環境保全のため必要があると認めるときは、事前に甲と協議の上、甲と共に熱回収施設等に立ち入ることが出来る。

(事故時の措置及び報告)

第12条 甲は、熱回収施設等における事故に対する緊急対応マニュアルを「廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針（環境省）」等を参考に作成し、熱回収施設等に保管する。

2 甲は、熱回収施設等において周辺地域の生活環境に影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある事故等が発生した場合は、ただちに当該事故等の状況について乙に報告し、講じる措置について事前に乙に通知する。また、措置を講じ、周辺地域への影響が無くなった時点においても、乙に事後状況と再発防止措置について報告を行う。

3 前項の場合、甲は、事故記録等を含めた防災管理報告書を作成し、必要な期間保存する。

(自主規制値超過時の措置)

第13条 甲は、熱回収施設等の稼働において、排出ガスの数値が別表1に掲げる自主規制値を超えた場合は、熱回収施設等の稼働を停止し必要な措置を講ずる。

2 前項により熱回収施設等の稼働を停止した場合は、甲は、自主規制値超過の原因を調査し、これに対する適切な措置を講じて安全を確認した上でなければ、熱回収施設等の稼働を再開しない。

3 甲は、前項の調査結果及び講じた措置については、再発防止措置も含めて乙に報告する。

(苦情処理)

第14条 甲は、熱回収施設等の稼働に関し24時間体制で苦情を受け、苦情の申出等があった場合には、速やかにその事実の有無を確認し、その原因の調査を行った上で、適切な措置を講ずる。

2 甲は、前項の確認及び調査の結果並びに講じた措置や再発防止措置について、乙に速やかに報告する。

(損害賠償)

第15条 甲は、熱回収施設等におけるごみ等の搬出入並びに熱回収施設等の設置及び稼働に起因し、甲の責に帰すべき事由により地域住民に健康被害を及ぼした場合は、誠意を持ってその賠償を行う。

(運営協議会)

第16条 熱回収施設等の稼働に伴い、甲は、別途定める(仮称)町田市熱回収施設運営協議会設置要領に基づき、(仮称)町田市熱回収施設運営協議会を設置する。

(専門委員会)

第17条 甲は、熱回収施設等の稼働に伴う地域住民の健康被害の防止及び熱回収施設等の稼働状況に関する重大な事項が生じた場合には、速やかに専門委員会を設置する。

2 前項の専門委員会は、別途定める(仮称)町田市熱回収施設専門委員会設置要領に基づき設置する。

(有効期間)

第18条 本協定の有効期間は、熱回収施設等の稼働開始後、その稼働が停止するまでとする。

2 甲は、熱回収施設等の稼働開始から15年経過後に、その後の熱回収施設等の稼働期間及びその維持管理について、乙と協議を開始する。

(協議事項)

第19条 本協定の解釈に疑義が生じたとき、法令等により変更すべき事項が生じたとき、又は本協定に定めのない事項及びその他の変更の必要が生じたときは、甲乙協議の上、これを決定する。

2 本協定に基づく、甲乙間の通知、報告、協議等は、原則として、甲が設置する(仮称)町田市熱回収施設運営協議会において行う。

この協定の締結を証するため、甲と乙がそれぞれ記名押印し、甲と乙が各1通を保有する。

【町内会及び自治会の表示】

もみじ台町内会	忠生中央町内会	桜美林台自治会	下小山田町内会
上小山田町内会	常盤町内会	清住平自治会	函師町内会
馬駟自治会	忠生自然自治会	忠生忠霊地区自治会	忠生四丁目町内会
矢部町町内会	根岸町内会	小山田桜台自治連合会	

年 月 日

【甲】

東京都町田市森野2丁目2番22号
町田市 市長 石 阪 丈 一

【乙】

もみじ台町内会	会長	○	○	○	○	Ⓜ
忠生中央町内会	会長	○	○	○	○	Ⓜ
桜美林台自治会	会長	○	○	○	○	Ⓜ
下小山田町内会	会長	○	○	○	○	Ⓜ

上小山田町内会	会長	○	○	○	○	印
常盤町内会	会長	○	○	○	○	印
清住平自治会	会長	○	○	○	○	印
函師町内会	会長	○	○	○	○	印
馬駟自治会	会長	○	○	○	○	印
忠生自然自治会	会長	○	○	○	○	印
忠生忠霊地区自治会	会長	○	○	○	○	印
忠生四丁目町内会	会長	○	○	○	○	印
矢部町町内会	会長	○	○	○	○	印
根岸町内会	会長	○	○	○	○	印
小山田桜台自治連合会	会長	○	○	○	○	印

別表1[第7条、第8条関係]

排出ガスの基準

自主規制値及び、大気汚染防止法及びダイオキシン特別処置法に基づく法令規制値

項目	焼却炉			
	規制	規制値	測定頻度	自動計測器による連続測定
ばいじん [g/m ³ N]	自主	0.005	1回/2ヶ月	○
	法令	0.04	1回/2ヶ月	
窒素酸化物(NO _x) [ppm]	自主	30	1回/2ヶ月	○
	法令	250	1回/6ヶ月	
硫黄酸化物(SO _x) [ppm]	自主	10	1回/2ヶ月	○
	法令	580	1回/6ヶ月	
塩化水素(HCL) [ppm]	自主	10	1回/2ヶ月	○
	法令	430	1回/6ヶ月	
水銀 [mg/m ³ N]	自主	0.03	1回/2ヶ月	○
	法令	0.03	1回/6ヶ月	
ダイオキシン類 [ng-TEQ/m ³ N]	自主	0.01	1回/6ヶ月	-
	法令	0.1	1回/1年	

測定方法については法令で定められた方法とする(自動計測は含めない)

項目	ガスエンジン発電機			
	規制	規制値	測定頻度	自動計測器による連続測定
ばいじん [g/m ³ N]	自主	0.005	1回/2ヶ月	-
	法令	0.02	1回/5年	
窒素酸化物(NO _x) [ppm]	自主	30	1回/2ヶ月	○
	法令	257	1回/6ヶ月	
硫黄酸化物(SO _x) [ppm]	自主	10	※1回/2ヶ月	-
	法令	-	-	
塩化水素(HCL) [ppm]	自主	10	※1回/2ヶ月	-
	法令	-	-	
水銀 [mg/m ³ N]	自主	0.03	※1回/2ヶ月	-
	法令	-	-	
ダイオキシン類 [ng-TEQ/m ³ N]	自主	0.01	※1回/6ヶ月	-
	法令	-	-	

測定方法については法令で定められた方法とする(自動計測は含めない)

※硫黄酸化物、塩化水素、水銀、ダイオキシン測定については施設稼働後1年間測定し、その後は測定した結果を見て継続するか(仮称)町田市熱回収施設運営協議会で協議する。

別表2[第7条、第8条、9条関係]

(1)騒音基準[第7条関係]

「騒音規制法」に基づく基準を遵守するとともに、東京都都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(第一種低層住居専用地域:第一種区域)の規制基準以下とする。

時間	音量	測定頻度
朝(6~8時)	40dB(A)以下	1回/年
昼間(8~19時)	45dB(A)以下	
夕方(19~23時)	40dB(A)以下	
夜(23~6時)	40dB(A)以下	

測定方法については法令で定められた方法とする

(2)振動基準[第7条関係]

「振動規制法」に基づく基準を遵守するとともに、東京都都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(第一種低層住居専用地域:第一種区域)の規制基準以下とする。

時間	音量	測定頻度
8~19時	60dB以下	1回/年
19~8時	55dB以下	

測定方法については法令で定められた方法とする

(3)臭気基準[第7条、第8条、第9条関係]

「悪臭防止法」に基づく基準を遵守するとともに、東京都都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(第一種低層住居専用地域:第一種区域)の規制基準以下とする。

場所	臭気指数	測定頻度
敷地境界	臭気指数:10	2回/年

測定方法については法令で定められた方法とする

上記(1)~(3)に示す項目の測定場所については、別図A、B、C、Dの位置とする。

(4)排水基準[第7条、第8条関係]

「下水道法」及び「町田市下水道条例」に基づく規制基準以下とする。

測定位置については、別図Eの位置とする。

(5)日常の点検[第7条関連]

騒音・振動・臭気については別図A、B、C、Dの箇所にて毎日巡視点検を実施し、異常を感じた場合は直ちに簡易測定を行う。なお、騒音・振動については、月1回簡易測定を行う。

